

中野市地域クラブ活動推進協議会設置要領

(設置)

第1条 中学校における部活動の地域移行を推進するため、「中野市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域のスポーツ・文化活動の現状把握と地域の受け皿づくりに関すること。
- (2) 新しい地域組織のあり方や指導者・活動場所・運営規約等に関すること。
- (3) 部活動が廃止された後のスポーツ・文化活動の課題に関すること。
- (4) 近隣市町村との連携や国・県への働きかけ等に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者（代表者は複数の場合あり）で組織する。

- (1) 市内中学校の校長の代表者及び教頭の代表者
- (2) 市内中学校の部活動係主任の代表者
- (3) 市内小学校の保護者の代表者
- (4) 中野市体育協会及び中野市音楽団体連盟の代表者
- (5) 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会長が認めた者

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。委員による互選とする。

2 会長は、協議会を招集し会議の座長となり、運営を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、中野市教育委員会事務局及び中野市くらしと文化部文化スポーツ振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月30日から施行する。